

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木)

午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市役所第2別館11階 特別会議室1、2号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	4 戸田修司
6 近本静信	7 本宮勇	8 長野健二	
9 越智幹男		11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要	14 桑田誠	15 森京典	16 新居田守
17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博
21 野間義郎	23 永井政則	24 近松安文	

欠席委員数 2名

5 岡林興通 10 渡邊昭彦

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主事	江頭好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 69 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1 ~ 21）

議案第 70 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ~ 19）

議案第 71 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ~ 2）

議案第 72 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ~ 3）

議案第 73 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1 ~ 3）

議案第 74 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（受付番号 1）

議案第 75 号

農用地利用集積計画関係（受付番号 1 ~ 125）

議案第 76 号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号 1 ~ 12）

議案第 77 号

役員の選出について

報告第 39 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1 ~ 13）

報告第 40 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ~ 2)

報告第 41 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ~ 6)

報告第 42 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ~ 6)

報告第 43 号

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について

(受付番号 1 ~ 10)

6. 議事録

議長 ただ今から令和3年度第11回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員23名中21名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に11番岡貞義委員、24番近松安文委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第75号 農用地利用集積計画関係について
議案第76号 農用地利用集積計画関係（解除条件付）について
審議に入る前に、議案の関係者にあたります委員さんは、退席願います。（12番）

議長 それでは、議案第75号、議案第76号について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
〔通常利用権1～125〕 議案第75号、議案第76号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
両議案は、今治市長より令和4年1月14日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係であります。今治市全体の計画が新規82件、更新43件、合計125件、面積は243,114.50m²でございます。
〔解除条件付1～12〕 議案第76号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規12件、面積は29,658.00m²となっております。要件につきましては、市の農林振興課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)
議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)
議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 ここで、退席の委員の入室を許可いたします。
(委員入室)
関係委員に申し上げます。議案第75号、議案第76号は、いずれも原案どおり決定となりましたので報告いたします。

議長 議案第69号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
審議に入る前に、議案の関係者にあたります委員さんは、退席願います。（24番）

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。

議案第69号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

- [受付番号1] 申請地は高橋、波方町樋口、波方町森上、波方町西浦にある農地6筆で、登記地目は畠、面積は合計6,796m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第1、4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号2] 申請地は波方町森上にある農地1筆で、登記地目は畠、面積は1,256m²でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号3] 申請地は吉海町仁江、宮窪町友浦にある農地5筆で、登記地目は畠、面積は合計2,770m²でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号4] 申請地は関前岡村、関前小大下にある農地9筆で、登記地目は畠、面積は合計6,842m²でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号5] 申請地は関前岡村にある農地1筆で、登記地目は畠、面積は603m²でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号6] 申請地は上浦町瀬戸、上浦町甘崎、上浦町盛にある農地16筆で、登記地目は畠、面積は合計9,921m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号7] 申請地は上浦町瀬戸にある農地11筆で、登記地目は畠、面積は合計1,737m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号8] 申請地は上浦町瀬戸にある農地6筆で、登記地目は畠、面積は合計3,436m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号9] 申請地は上浦町瀬戸にある農地10筆で、登記地目は畠、面積は合計6,909.04m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号10] 申請地は上浦町井口にある農地10筆で、登記地目は畠、山林、面積は合計7,116m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

- [受付番号 11] 申請地は上浦町井口にある農地12筆で、登記地目は畑、面積は合計4,792m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 12] 申請地は上浦町井口にある農地19筆で、登記地目は田、畑、面積は合計10,675m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 13] 申請地は上浦町井口にある農地3筆で、登記地目は畑、原野、面積は合計2,494m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 14] 申請地は上浦町井口にある農地8筆で、登記地目は畑、面積は合計4,939m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 15] 申請地は上浦町井口にある農地11筆で、登記地目は畑、面積は合計7,823m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 16] 申請地は上浦町井口にある農地13筆で、登記地目は畑、面積は合計4,258.18m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 17] 申請地は上浦町井口にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計1,574m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 18] 申請地は大三島町野々江にある農地18筆で、登記地目は田、畑、面積は合計7,787m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 19] 申請地は大三島町野々江にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計6,446m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 20] 申請地は大三島町野々江にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,755m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 21] 申請地は大三島町野々江にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は240m²でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見ありました。

合計21件、173筆、面積102,169.22m²となっております。地元委員さん1~4名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

議全議長
説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
それでは、原案どおり判断いたします。
ここで、退席の委員の入室を許可いたします。
(委員入室)
関係委員に申し上げます。議案第69号は、原案どおり決定となり

議長 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第70号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。
[1・2] 謙受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計3,603m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転または使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 3] 謙受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は3筆で、地目は田、面積は1,488m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4・5] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。
譲受人は〇〇才の会社員、申請地は6筆で、地目は田または畑、面積は合計3,029m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転または使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。
[6・7] 謙受人は〇〇才の会社員、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計4,897m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、謙受人が新規就農のため、売買または贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は樹園地、面積は合計1,180m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計3,565m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

- [受付番号 10] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1, 618 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 11] 謙受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1, 026 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 12] 謙受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計471 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 13] 謙受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は3筆で、地目は田または畑、面積は合計2, 639 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 14] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計481 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 15] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は262 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 16] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計598 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 17・18・19] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。
謙受人は〇〇才の会社員、申請地は4筆で、地目は畑、面積は合計3, 769 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が新規就農のため、売買による所有権移転または使用貸借権の設定を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。
それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①謙受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考え方や能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④謙受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤謙受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
- ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
- ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議全
長員
長員
全員

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案第71号は農地法第4条の規定による許可申請、議案第72号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第71号]

受付番号1,
2]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案第71号受付番号1の申請人は農業者1名、受付番号2の申請人は農業者1名、受付番号1の申請地は上浦地区井口の13筆で、地目は畠、面積は合計10,382m²、受付番号2の申請地は上浦地区井口の1筆で、地目は畠、面積は1,986m²でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が災害復旧を目的とした保安林への植林転用であり、第1種農地の例外許可事由である森林法による森林の造成に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、申請人は、平成30年7月の西日本豪雨災害により、柑橘を栽培していた申請地が甚大な被害を受けたことから農地としての利用が困難になり、被災箇所のこれ以上の土砂流出を防ぐため、申請地にクヌギの苗木を植林し保安林として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年1月14日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております

[議案第72号]

受付番号1]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区神宮の2筆で、地目は田、面積は合計266m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家に隣接し耕作地が近い営農に利便の良い申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年1月14日で、許可日から令和4年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は無職の者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区登畠の1筆で、地目は畠、面積は254m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、この度定年退職を迎えるこれまで居住していた勤務先の会社が所有する借家を退去することになったため、子どもの家や薬局等に近い生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年1月14日で、許可日から令和4年8月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

[受付番号3]

譲受人は建設業を営む法人、譲渡人は農業者3名、申請地は波方地区西浦の6筆で、地目は畠、面積は合計17,662m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が土砂埋立場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、市内に土砂埋立場が無いため、工事で発生する残土を松山市など市外の処分場に搬入していますが、時間と経費がかかり会社の負担となっており、また、近年頻発している豪雨災害による災害残土も増加傾向にあり残土の処分に苦慮しているため、土砂運搬車両の通行の便が良く、土砂埋立場に適した土地の形状や埋立容量を満たす申請地を譲り受け、土砂埋立場として整備しようとするものでございます。

また、林地開発許可申請書（写）、愛媛県の土砂条例に係る特定事業許可申請書（写）が添付されております。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年1月14日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適當であるか
- ② 資力及び信用が適當であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適當であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適當であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適當であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいでありますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適當であると思われます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適當との意見となっております。

議長
全議員
全議員
全議員

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第71号 受付番号1, 2、議案第72号 受付番号2, 3については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長

議案第73号 農業振興地域整備計画変更（除外）について

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第73号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第73号 申請者は、転用者が行う農家住宅に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。
受付番号1]

[受付番号 2] 申請者は、転用者が行う農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 3] 申請者は、転用者が行う分家住宅に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。

議長 全員 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
（質問、意見なし）

議全議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
長員長 それでは、承認することにいたします。

議長 議案第74号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第74号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

[受付番号 1] 相続人は、〇〇才の会社員兼農業者で、母の死去に伴い相続した日高地区の農地 1 筆、地目は田、面積は合計 280 m²について、相続税の納税猶予を受けるため、適格者である旨を証明するものであります。

それでは、お手元にお配りしております要件確認書をご覧ください。

納税猶予適格者の審査基準を要約して説明いたしますと、

①被相続人が農業を営んでいたかどうか、相続人が相続により取得した農地について農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるかどうか

②対象農地が申告期限内に相続等により取得し、農業の用に供されているものであるか
ということでございます。

審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は要件確認書のとおりとなつております。適当であると思われます。

また、事情聴取と現地調査を行った結果、申請地は農地として適正に耕作されており、第1小委員会において審議の結果、今後も引き続き耕作し、農業経営を継続するということで、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全員 (意見、質問なし)

議全長員 原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、承認いたします。

議長 議案第77号 役員の選出について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします

役員会は、「今治市農業委員会役員会設置要領」により設置され、会長、会長職務代理者及び「総会において定めた委員4人」の計6人で組織されます。

す。地域バランスを考慮し、今任期最初の総会において、各小委員会から1名ずつ選出していただいております。先日、第6小委員会の役員である松岡一誠委員が亡くなられたことにより、1名欠員となっておりますので、後任の選出をお願いいたします。

説明は以上でございます

議 事 長	後任は、第6小委員会から選出するということで、異議ございませんか。 (異議なし)
務 局 長	それでは第6小委員会の協議の結果を、事務局に報告いただいていると思いますので、事務局から発表願います。 第6小委員会の協議の結果は、永井政則委員でございます。
長	永井政則委員は、議事参与の制限に該当しますので、一時退席を願います。 (永井政則委員退席)
長	ではお諮りします。さきほど報告のありました永井政則委員を、役員とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
長	異議なしと認め、決定いたしました。 退席の委員の入室を許可します。 (退席委員入室)
長	退席していた委員に申し上げます。永井政則委員を役員とすることに決定いたしました。
長	報告第39号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第43号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について 一括して事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 報告第39号は農地法第3条の3届出、報告第40号は農地法第4条届出、報告第41号は農地法第5条届出で 報告第39号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は13件の届出がありました。第 内の権利移転を伴わない転用であります、今月は2件の届出があり、合計面積は223m ² でありました。第41号 の権利移転を伴う転用であります、今月は6件の届出があり、合計面積は6,776m ² でありました。第40号及び第 さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第39号から第41号まで ので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第42号
受付番号1]

令和3年12月10日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 2]

令和3年12月31日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 3]

令和3年12月5日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はありとなっております。

[受付番号 4]

令和3年6月11日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 5]

令和3年12月25日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号6]

令和4年1月11日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

事務局 [報告第43号 農地所有適格法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、議案書のとおり、すべて適当となっており、今回報告させて
受付番号1 いただいているすべての法人が農地所有適格法人の要件を満たしておりますことをご報告いたします。
～10]

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
(異議なし)
議員長 報告事項ありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

事務局 失礼します。
事務局からその他としまして、令和3年の農地賃借料情報が、お手元の資料のとおりとなっておりますので、ご報告いたします。
なお、内容につきましては、各小委員会でも報告しましたとおり、令和3年中の有償の貸借の実績であり、無償の貸借については含んでいませんので、
注意をお願いいたします。

(意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。